

災害復興の道筋

山中茂樹



混迷する国会をよそに先月9日、自然災害で被災した住宅の再建支援に公金を投入する「被災者生活再建支援法」の改正案が与野党の共同提案で成立した。阪神・淡路大震災からまもなく13年。「私有財産自己責任論」と「公的支援は認論」との「果てしなき論争」に決着をつけたのは、「定額渡ししきり」という、いわば意表を突く「鬼手」(将棋用語、先入観にとらわれない独創的な妙手のこと)だった。

公明党の衆議院議員・赤羽一嘉氏から「嬉しいお知らせがあります」との件名のメールをいただいたのは、11月6日午後6時41分のことだ。この日、被災者生活再建支援法の改正案について、与野党の間で合意に達したとの報告だった。参議院では与野党の勢力

が逆転するという「ねじれ国会」。しかも、与党と野党がそれぞれの改正案を両院に提案し、一つ間違うと相打ちとなる恐れもあっただけに、電文からも大きな仕事をやり遂げた高揚感が読み取れた。

支援法は1998年、「住まいの再建なくして被災地の復興、被災者の再生はない」という阪神・淡路大震災の教訓から議員立法によって誕生した。2004年の改正を経て、交付額こそ「生活支援経費の100万円」から「居住安定支援経費を加えた300万円」に拡大された。

しかし、住宅本体の建設・購入には使えないという大前提があり、支給要件も厳しく、手続きも煩雑なことから、全国知事会の調査によると、満額受給者はたった約1割。極めて使い勝手の悪い制度だった。今回成立した改正支援法の「知恵」は「定額渡ししきり」という使途を問わない見舞金方式を採用し、「私財形成に税金は投入できない」という

教条的な原則論に肩すかしをくわせたことだ。住まいが全壊すれば、まず100万円、大規模半壊には50万円が支給される。加えて住宅を建設・購入する世帯には200万円、補修する世帯には100万円、賃借する世帯には50万円の支給がある。

とはいえ、原則論者から批判がないうわけではない。「首都直下地震での支給総額は3兆円になり、パニックを引き起こす」「すべて300万円貰えるのなら、庭にすぐつぶれるような掘っ立て小屋を建てる」とも論理的な批判とも思えないが、反論としてこんな事例を紹介している。

2000年の鳥取県西部地震の折、当時の片山善博鳥取知事は「災害復興というものは、将来の街づくりではなく、今、目の前で苦しんでいる人をどう

救うかだ。長年住んだ土地を離れたくない、年老いてから都会には行きたくないという不安をできるだけ解消し、元の生活に戻すことを最大に優先した」として、住まいを再建する世帯には300万円を支給する独自制度を設けた。

5年後に私が被災地でアンケートしたところ、この支援策を受け、「うれしかった」「がんばろうと思った」「見捨てられていないと思っ

た」と答えた人は実に83・1%。鳥取大学医学部の調査でも、「こころのケア」をほとんど必要としなかったのは、行政の迅速で具体的な支援策であったからだ、との分析がある。

英国の政治思想家、ジョン・ロックの社会契約説によれば「国家権力の根本的な任務は国民の生存と安全を守ることだ」とある。改正支援法の成立は、阪神・淡路大震災を乗り越えてきた政治家たちが、頑迷な理論の砦を知恵で乗り越え、国家に基本的な任務を果たさせる第一歩を後押しした

改正被災者生活再建支援法

頑迷な理論の砦乗り越えた“鬼手”

記念碑的法律といえるかもしれない。

(関西学院大学災害復興制度研究所教授)

やまなか・しげき 1946年、大阪府生まれ。朝日新聞社神戸支局次長のとき、阪神・淡路大震災に遭遇。朝日新聞編集委員、兵庫県阪神・淡路大震災国際検証会議オブザーバーなどを経て現職。著書に『震災とメディアー復興報道の視点』(世界思想社)

新聞掲載記事より

赤羽かずよしプロフィール

- 昭和33年5月7日生まれ、妻、一男・一女
- 慶應義塾大学法学部卒業後、三井物産(株)勤務
- 財務副大臣、衆院国土交通委員長、同災害対策特別委員長歴任
- 衆院経済産業委員会理事、党政策調査会副会長、党国際局長
- ラグビー元全日本高校選抜、国会随一の中国通